

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 新旧対照文

○食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格 (略)</p> <p>12 セシウム（放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137をいう。）は、次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める濃度を超えて食品に含有されるものであってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">第1欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、<u>食用植物油の日本農林規格</u>に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>B～D (略)</p> <p>第2 添加物</p> <p>A～E (略)</p> <p>F 使用基準 (略)</p> <p>アセスルファムカリウム</p> <p>アセスルファムカリウムの使用量は、<u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第11号に規定する栄養機能食品（以下「栄養機能食品」という。）</u>（錠剤に限る。）にあってはその1kgにつき6.0g以下、あん類、菓子及び生菓子にあってはその1kgにつき2.5g以下（チューインガムにあってはその1kgにつき5.0g以下）、アイスクリーム類、ジャム類、たれ、漬け物、氷菓及びフラワーペーストにあってはその1kgにつき1.0g以下、果実酒、雑酒、清涼飲料水、乳飲料、乳酸菌飲料及びはっ酵乳（希釈して飲用に供する飲料水にあっては、希釈後の飲料水）にあってはその1kgにつき0.50g以下、砂糖代替食品（コーヒー、紅茶等に直接加え、砂糖に代替する食品として用いら</p>	第1欄	第2欄	(略)	(略)	備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、 <u>食用植物油の日本農林規格</u> に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。		<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格 (略)</p> <p>12 セシウム（放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137をいう。）は、次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める濃度を超えて食品に含有されるものであってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">第1欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、<u>食用植物油品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>B～D (略)</p> <p>第2 添加物</p> <p>A～E (略)</p> <p>F 使用基準 (略)</p> <p>アセスルファムカリウム</p> <p>アセスルファムカリウムの使用量は、<u>栄養機能食品（錠剤に限る。）</u>にあってはその1kgにつき6.0g以下、あん類、菓子及び生菓子にあってはその1kgにつき2.5g以下（チューインガムにあってはその1kgにつき5.0g以下）、アイスクリーム類、ジャム類、たれ、漬け物、氷菓及びフラワーペーストにあってはその1kgにつき1.0g以下、果実酒、雑酒、清涼飲料水、乳飲料、乳酸菌飲料及びはっ酵乳（希釈して飲用に供する飲料水にあっては、希釈後の飲料水）にあってはその1kgにつき0.50g以下、砂糖代替食品（コーヒー、紅茶等に直接加え、砂糖に代替する食品として用いられるものをいう。）にあってはその1kgにつき15g以下、その他の食品にあってはその1kgにつき0.35g以下で</p>	第1欄	第2欄	(略)	(略)	備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、 <u>食用植物油品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。</u>	
第1欄	第2欄												
(略)	(略)												
備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、 <u>食用植物油の日本農林規格</u> に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。													
第1欄	第2欄												
(略)	(略)												
備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、 <u>食用植物油品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。</u>													

れるものをいう。)にあつてはその1kgにつき15g以下、その他の食品にあつてはその1kgにつき0.35g以下でなければならない。ただし、健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定による特別用途表示の許可又は同法第29条第1項の規定による特別用途表示の承認(以下「特別用途表示の許可又は承認」という。)を受けた場合は、この限りでない。

(略)

#### グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品(以下「特定保健用食品」という。)及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。

(略)

#### グルコン酸銅

グルコン酸銅は、母乳代替食品並びに特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、銅として0.60mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸銅は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる銅の量が5mgを超えないようにしなければならない。

(略)

#### ステアリン酸マグネシウム

ステアリン酸マグネシウムは、特定保健用食品たるカプセル剤及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない。

なければならない。ただし、健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定による特別用途表示の許可又は同法第29条第1項の規定による特別用途表示の承認(以下「特別用途表示の許可又は承認」という。)を受けた場合は、この限りでない。

(略)

#### グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。

(略)

#### グルコン酸銅

グルコン酸銅は、母乳代替食品及び保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(5)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、銅として0.60mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸銅は、保健機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる銅の量が5mgを超えないようにしなければならない。

(略)

#### ステアリン酸マグネシウム

ステアリン酸マグネシウムは、保健機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない。

(略)

トコフェロール酢酸エステル

トコフェロール酢酸エステルは、特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

トコフェロール酢酸エステルは、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる $\alpha$ -トコフェロールの量が150mgを超えないようにしなければならない。

*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステル

*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステルは、特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステルは、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる $\alpha$ -トコフェロールの量が150mgを超えないようにしなければならない。

(略)

ビオチン

ビオチンは、調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。以下この目において同じ。）並びに特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

ビオチンを母乳代替食品に使用する場合は、その100kcalにつき、ビオチンとして10 $\mu$ gを超える量を含むないように使用しなければならない。

(略)

第3～第5 (略)

(略)

トコフェロール酢酸エステル

トコフェロール酢酸エステルは、保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

トコフェロール酢酸エステルは、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる $\alpha$ -トコフェロールの量が150mgを超えないようにしなければならない。

*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステル

*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステルは、保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステルは、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる $\alpha$ -トコフェロールの量が150mgを超えないようにしなければならない。

(略)

ビオチン

ビオチンは、調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。以下この目において同じ。）並びに保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

ビオチンを母乳代替食品に使用する場合は、その100kcalにつき、ビオチンとして10 $\mu$ gを超える量を含むないように使用しなければならない。

(略)

第3～第5 (略)